

平成26年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成26年3月12日 午前10時00分		議長	宮川 寛	
	閉会	平成26年3月12日 午後3時05分		議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	本田 学	○	8	宮川 寛	○
欠席 1人	2	古田 英一	○			
凡例	3	多胡 裕司	○			
○ 出席を示す	4	野尻 秀隆	○			
▲ 欠席を示す	5	七戸 一登	▲			
× 不応招を示す	6	村松 正敏	○			
▲㊦ 公務欠席を示す	7	河瀬 洋美	○			
会議録署名議員	松村 正敏		河瀬 洋美			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田 利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町長	金澤 紘一		教育委員長	石橋 勉	
	監査委員	飯尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木 敏治		会計管理者	芳賀 均	
	総務課長	高橋 豊		町民課長	朝日 大二	
	産業振興課長	副島 俊樹		建設課長	小栗 幹夫	
	保健福祉センター次長	早坂 政志		国保児童診療所事務長	早坂 政志	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教育長	野下 純一		教委次長	有田 勝彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	議案第 9 号	町道路線の廃止について
4	議案第 10 号	町道路線の認定について
5	議案第 11 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
6	議案第 12 号	十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について
7	議案第 13 号	町税条例の一部を改正する条例
8	議案第 14 号	陸別町社会教育委員条例の一部を改正する条例
9	議案第 15 号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
10	議案第 16 号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
11	議案第 17 号	陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例
12	議案第 18 号	陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例
13	議案第 19 号	陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

○議長（宮川 寛君） 七戸議員より、欠席する旨、届け出がありました。芳賀会計管理者より、途中退席する旨、報告がありました。

---

◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、6番村松議員、7番河瀬議員を指名します。

---

◎日程第2 一般質問

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。

1番本田議員。

○1番（本田 学君） 一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、ふるさと納税についてと陸別町らしい教育についてということで、2点一般質問したいと思います。

このふるさと納税ということ語る前に、陸別にはさまざまな問題というか、一番の問題というのは人口減でありまして、先週金曜日、NHKのほうから出演依頼がありまして、北海道の難問という番組に出演してきまして、JRの問題のことで1時間15分、生放送だったのですけれども、行って出演してきました。今までに出たことのない番組に出て、外から見ると陸別ってどうなのかなということちょっと思ってみました。その中に、やはり今JRの問題の中に、採算性の合わないところには廃線とか、そういう人口の少ないところにはという、そういう弱いところに、またさらなる痛みではないのですけれども、そういうものを感じました。

25年前に陸別町もJRから銀河線にかわり、8年前に廃線となって、今りくべつ鉄道ということで動態保存しているということでもあります。

まず最初に、このふるさと納税、なぜこのふるさと納税なのかということに行くのには、歳入をふやしたりだとか、これからどうしていくのかということで、きょうは町長にさまざまな質問と問いかけをしたと思います。

まず、この間鉄道がなくなって、ここ8年たって民営化になって、それから第三セクターになってという中に、町長はそのまっただ中に町長としていたと思います。この人口

減について、今までの流れもありますし、これからどうしていったらいいのかというところの町長の思いをまず最初に聞かせてほしいです。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 議員お話しのとおり、陸別の環境、つまり過疎地域でありますし、隣の町まで35キロは優にあるということ、そういう環境。さらに、お話し of 公共交通機関がどんどん減っていくような状況、その中で陸別としての役割、国家的な役割も担いつつ、食料基地の一翼を担って陸別として生きていくというようなことだというふうに思いますが、お話しのように人口減少、つまりやっぱり私も心配しているのは東京一極集中、それから北海道バージョンでいけば札幌一極集中、その反動で地方の過疎化がどんどん進むと。もうこれは当たり前の今の現象であります、国のやり方がそうさせている部分も大いにあるというふうに思いますから、この辺は我々農山漁村、我々の環境を大いに訴えて、この一極集中の是正とか、そういうことに仲間をつくって発言していかなければならないなというふうに思っております。そんな中でどんどん、公共交通機関の一つであります銀河線もはぎ取られたというふうな思いがあります。確かに赤字がふえてきて、その赤字は、積んでいる基金の、86億円の基金の5%で埋めようという、そもそもの第三セクターの銀河線が、それがかなわなくなったということ。金利の減少、率の低下でかなわなくなったということで、それを埋めるにはどうしたらいいかということで、かなり時間がかかったわけではありますが、最終的に北海道庁は廃線せざるを得ないというようなことで、沿線としては大変残念な思いをして、8年たった今なおそういう思いはみんなあるというふうに思います。

全国から見れば、確かに北海道の人口が減り方も非常に多いし、これからますます、今いる日本の人口が1億2,000万、それが1億を切るようなことが目の前にどんどん来るといふふうに思います。ですから、そういうことをよく頭に入れながら、我々はどうしていったらいいかということについては、議員御心配のとおり、東京ばかり、あるいは札幌ばかりで果たしていいのか、そしてその日本の国がそういうことでやっていけるのか、そういうことが一番心配だといふふうに思っておりますから、これらと大いに戦っていきたく、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） 先週出た番組のことでいろいろ見たときに、ふるさとというのはどういうことなのかということで、非常にお勉強になったなという1日だったのですけれども、今基金の話も出ました。前回、一般質問を12月にしたときに、基金は何ぼあってもいいと。足りないという言い方がどうマスコミに伝わったかあれなのですけれども、お金は邪魔になるものではないので、今後いろいろなことが起きたときに使うための基金といふか、貯金は何ぼあってもいいという考えだったと思うのですよ。

そこで、簡単にではないのですが、歳入をふやす方法の中の一つ、今人口減、人がいなくなっていくことに対して、どうしたらいいのかという議論はちょっと置いておき

まして、人口が少なくてもきらりと光る町にしていくためには、やはりお金というか、歳入がふえなければいけないという議論にここから入っていくのですけれども、その中の一つ、そこにふるさと納税というものがあるのではないかなという考え方なのですよね。

まず最初に、誤解されたらあれなのですけれども、陸別がふるさと納税を受け入れてないということではないのですね。今いろいろマスコミで騒がれていますけれども、ふるさと納税はどこでも、自分のふるさとに戻すだけでなく、興味のある町に納税というか、これ寄附的な考えなのですけれども、総務省のふるさと納税とはというところの概要に、都道府県、市町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える分について、一定限度額まで原則として所得税とあわせて全額が控除されると。2,000円以上は控除されるということなのです。これは税金と違うので、確定申告しないと戻ってこなかったり、所得制限があったり、いろいろな問題があるのですけれども、余りその難しいところは時間もあれなので置いて、じゃあどうやって歳入をふやしましょうかという陸別町としての考え方なのです。このことについて、今さまざまな町で特典をつけたりだとかいろいろなことをやってマスコミ等々に出ています。

まず、今までも陸別町のホームページ見ても、ふるさと納税の欄もあります。ふるさと納税というところに行くと、ほかの町と違うのは、特典のところがぱっと出てきたりするのですけれども、陸別はまだそこに取り組んでいないと思います。ただ、この今までの町としてのこのふるさと納税というものに対しての、今までどういう話し合いが行われたのか、現時点までの経緯をまず伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） ふるさと納税につきましては、平成20年度から開始されたというふうに思います。平成20年度から、まず陸別町としてやったのはふるさと会、陸別会で大いに宣伝をさせていただきました。当初なかなかわかりづらかったものですから、ペーパーをつくったぐらいにして会員の皆さんに配って、札幌、東京、帯広、北見のそれぞれ陸別会で発信をし続けました。おかげさんで、平成20年度はぐっとふえました。その後落ちついているような状況にありますが、陸別町としては、その総務省が進めているふるさと納税について説明しながら、ホームページはもちろんでありますけれども、ふるさと会で宣伝をして今日まで来ているというような状況にあります。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） そこで、最近いろいろ注目が出てきた中に、今の議論は間違っていないので、ふるさと納税はこういう控除が受けられて、ふるさとに対するとか、興味のある町にということ、先ほど言ったように、生まれた町にだけの限定ではないということ、じゃあ何が起きているのかということ、興味のある町とか、特典がすごくつく町とかということ、今騒がれているのです。ただこの寄附金というのは、いろいろなこういう子育てに使ってくださいだとか、いろいろな指定ができるのです。指定がないものは、その町でいろいろな条例を制定してやっていくとかということなのですから、

さまざまな町の例があるのですけれども、最近テレビでも出ている上士幌町。上士幌町は何が起きたのかというと、やっぱり一番人気なのは肉ですね。十勝ナイタイ和牛のすき焼きセットとか、簡単に言うと、例えば1万円を寄附すると、じゃあ5,000円値のものが送られてきますとかということになるわけですね。じゃあ町としてどうなんだということになると、その2,000円の控除という部分が大体いろいろ、手数料ではないですけれども、事務処理するための経費、そのほかの3,000円という感じになるのですけれども、ここの町はふるさと納税の寄附金額が本年2億円を突破したということで、この2億円を超えるのは、道内市町村では初めてなのですね。

本年度の、今月の4日までに2億1,080万円ということで、1万3,000件寄せられたということです。この間にはいろいろなマスコミとか、ネット上のホームページ見ても結構きれいに載っております。これで普通2億円といたらすごいと思うのですけれども、先ほど言ったように、では幾ら町の歳入になっているのだということになると、大体必要経費を引くと3割の歳入ということです。町議会は、先ほど言ったように、その指定がないお金、町が好きに使ってくださいという部分になったときに、それを子育てとか少子化対策、夢基金だとかという条例案を出して、14年度から独自のその財源としていくということなのですよ。

ここで何がというと、こういう過度の、うちは産品出しますよ。では1万円の中で8,000円も出しますよとかという理論は、余り陸別には似合わないことなのかなと思いますが、町村会でも行くとかこういう話も出ると思うのですけれども、町長のこういう、一番近いところは上士幌かなと思って、今の事例なのでも、町長はどう考えますか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） ふるさと納税の裏に産品を知ってもらう、宣伝もしてもらう、親しんでもらうというような発想で、お返しに特産品を贈呈しているというようなことだというふうに思いますが、陸別町、やっとな産品も芽生えてきましたから、そろそろ考えてもいかなというふうに思う一方、なかなかそれだけ寄附をいただいても、残るのはお話のように半分、あるいは半分以下というようなことだというふうに、実態はそういうことだというふうに思います。その辺のよしあしについては、さらに検討をしなければならないというふうに思いますし、陸別の特産品についても、徐々にではありますが、やっとな出てきましたから、そういうことも大いに現状で考えながら検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） 今町長のほうから地場産品、さまざまな努力の中に鹿ジャーキーだとか水だとかいろいろ出てきているところだと思います。今言ったようにどういう考え方なのかということところが一番大事なのですね。今言ったように、金額の割にはじゃあ、6,000万円ですね。3割なので、2億の場合になります。1億の場合は、今の事例でいくと3割ということなので3,000万円とか、このお金がどうなのかと言ったとき

に、では町の50億円の中のどうなんだということになるのですけれども、でも今言ったように地場製品のPRだとか、そういうところに入っていくと思うのですよね。それで、ふるさと納税のポータルサイトというところに、ふるさとチョイスとあるのですけれども、そこに行くのだと出てきて、では肉が欲しい人は肉が欲しい人で、どんとクリックすると全国というかその、うちの町はとかと全部トータルされているサイトがあります、ふるさと納税のその特典についての。なので本当にどこから注目されるかというのはわからないですけれども、そういうサイトもあります。

今何が言いたいかというと、この陸別の、まず一つ目の問題の中に、だんだん地場産品が出てきたという、水がありますね。まずこの中に入る前に水、ことしの執行方針の中にもありまして、特許庁に商標登録したりとか、「百恋水」はですね。やっぱりいろいろな整備をしなければいけないということだと思えるのですよ、そろってきた中に。この水をこれからどうしていくのかという、まず一つの問題になってきます。じゃあ、ジャーキーもこのままの今の姿でいいのかとか、今町が開発している中に、やはり何かの形で独立したりとか、いろいろなものをそろえていかないと、今のふるさと納税の特典だの、地場産品だのというところには行かないと思うのですよ。まずこの水、これから宣伝だけのために200万円なのか300万円なのかではないですけれども、1万本なのか2万本なのかということになっていくやり方なのか、本当に事業化をして、これからやっていくのかというのは、この1年やはり考えていかないと次のステップには行けないというか、まずそのふるさと納税もそうですし、そういうところに行かなければいけないというところがあるのですけれども、そこら辺の町長の思いはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤絢一君） 陸別町、大分年数がたちましたけれども、農畜産物加工研修センターをつくってそこで試験研究、実験をしながら国のお金を引っ張って、町としても応援しながらそこで試験研究して、これはいけるぞというものについては、ぜひとも民間でやってもらいたいというような発想で農畜産物加工研修センターをつくって大分日もたってきておりますが、最近やっところら辺の成果が出てきたのかなというふうに思っております。例えば山菜とか、あるいは最近カボチャとかまんじゅうとかいろいろありますが、水も大いに研究しながら、やっレールに乗ったというふうに思っております。最終的には町が全部、全てをやり切るなんていうことにはなりませんから、そこで実験して、試験研究して市場に流れ出るものがオーケーとなれば、民間の力でぜひともやってもらいたい、やってもらうことがいいことだというふうなことで考えております。ですから、これからもさまざまな実験をしながら、陸別ならではのものを実験しながら、民間の皆さんの立ち上げを大いに期待をしていきたいと、こんなふうに思っておりますし、それらの産品がやっ出てきておりますから、それらについての産品を育てていくといいますか、それらのことを大いに、ふるさと納税も含めて考えていかなければならないと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 今民間でというのは、僕はそういう考えだと思います。今まんじゅうのことを言っていて、僕のまんじゅうが売りたいから今のという話では何でもないのですけれども、野尻副議長のところも山菜やってますし、やっぱり民間でやると非常に大変というか、でもやっぱり責任も自分でとりますし、自分でやってみてわかることなのですから、どうもやっぱり、今のジャーキーだとかという意味ではないのですけれども、やっぱりいろいろ人件費の問題だったり何なりではないのですけれども、どこかクリアされて守られている部分は必ずあると思うのですよね。でも自分でやると、やっぱり自分でということがあるので、赤字こくのも何も自分でということが、やっぱり民間に委託していくのか、水もそうですし、いろいろなそういう考えをというか、流れを持っていかないとなかなか進まないというか、そういうものが生まれないのではないかなと思います。

ぜひお水も、議会でも黒松内とかいろいろなところを見てきて、数億の設備投資がかかって、自分たちでやるのであればやらなければいけないとか、必ず壁にぶつかると思うのですよね。どこかでやっぱりきちっと、この水は今までどおりにやって、陸別の宣伝だという位置づけなのか、何かという方向を必ず決めなければいけないこの1年というか、そういう時期なのかと思っております。

そこで、このふるさと納税になぜ、先ほど言ったように、いただくお金ほど歳入に、その3割とかさっきの話に戻るのですけれども、でも何がいいところなのかということになると、この特典をつければいいのか、特典をつけるという話をする、先ほど言ったようによそからいただいたお金が、町内で1回回るのですね。経済効果にもなるのですね。いろいろ調べると、1万円に対して5,000円以上のものを返したり何なりという町もいろいろあるのですけれども、僕が考えるふるさと納税というのは、余り過剰に張り合わないでいいのかと思います。陸別にはやっぱりいろいろな知恵があって、今までこの2,700人を切ってもやってきたといういろいろな知恵があると思います。金額では、お金では買えないようなものとか、そういう陸別にしかないものの開発もして、そこに行くと、じゃあ変な話、5,000円の価値があるかもしれないのですけれども、その原価がどうだとかという、そういういろいろな価値をつけていくやり方でないと、多分陸別でそういうことをやっても余り効果が出ないとか、いろいろな議論になっていくのではないかなと思います。ただやるということは絶対必要なことだと思うのですけれども、その産品だとかというのはあれなのですけれども、では木でつくったプレートだとか、陸別にしかないものにナンバリングをして、こういうものが当たりますだとか、いろいろなそんな考え方をちょっと変えてみる必要があるのかなと思います。

何でも見ていると海の人たちが強いのかなと思って、海産物とかカキを40だの50だの入れて5,000円分みたいな感じで返しているところもあったりとか、でもそういうものではなくて、ここは山ですよね。その中に上土幌ってすごく工夫してやっているのだ



などかと思ったりしております。

これは陸別にとってのPRの一つの場所かなと。全国区になったとはいえ、いろいろな、札幌でも行くと、まだ陸別町がどこにあるのかわからない人たちも結構いたりとか、まだまだ、いっぱいマスコミがしばれフェスティバルの最中に来ていただいて全国に発信しているのですけれども、まだまだいろいろなところに波及するための一つのツールというか、そういうものとしても使えるのではないかなと。

町長が言うように費用対効果ではないですけれども、もらった分でお金がどうだとか何とかという理論はわかるのですけれども、別な意味でいくと、それ以上の価値があるのではないかなと思います。ぜひ、今ホームページもリニューアルすると思うのですよ。その中に、もし今のことも一緒に検討してもらって、ホームページの中に入れるとか、いろいろなやり方で結構皆さん、本当に今スマホだとかいろいろあって、もう日々アクセスできるような状況になっているので、やっぱりPRの場所と、あと間違いなく、一番すごいのは、お金を、寄附をいただく前に、在庫する必要がないのですよね。そこからじゃあ送りましょうかという作業に入っていけるので、ロスがゼロになるということもあるし、ぜひよその町、もしやるというか、検討するという余地があるのであれば、視察に行ったりとか、そういうことも考えてみてはと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 産品を特典にして知ってもらおうというようなことだというふうに思いますが、先ほど農畜産物加工研修センターについてお話をしましたが、今までは民間にぜひとも受けてもらいたいというようなことで来ておりました。しかしここに来て、少し今心配しているのは、冒頭でお話のあったように過疎化が進んでくる。そうすると、なかなか雇用を、受けてくれる人もなかなか少なくなっているのが現状、働き手が身近にいないというようなことも一つありますし、また、消費地に陸別町としては非常に遠い。これは運賃とか運搬費、これもまたネックになってきているというふうなことであります。つまり、消費地に近いところの有利さというのは厳然としてありますから、そういう意味では輸送コストの部分も大変マイナス的になりますから、ほかの町と同じようなことをやっていたのでは、産品を売り込むとか、発信するとか、配達するとかいうようなことについて非常にネックがある土地でありますから、そういう意味では、その辺を我々自治体としてもどういうふうにかバーしていったらいいか、あるいは普通の帯広周辺の町と同じようなことでは、決して陸別が立ち行かないというふうに思いますから、そういう面では、一工夫も二工夫も議員おっしゃるようなしていかなければ勝ち目はないというふうにさえ感じております。ですから、そういうものを育てていく、全町的にやっぱり育てていく、そういう考え方が、しかも陸別しかないもの、ほかにないもの、陸別らしいやり方で進めていくしかないなど、こんなふうに感じております。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） 次の質問のつなぎみたいな、陸別らしいということで、本当に一

工夫というか、知恵を絞ってやっていかないと、その中に飲み込まれてしまうのですね。やっぱり同じ競争のところに行く必要はないと思うのですけれども、やっぱり発想の転換で陸別のトータル的なPRだとか、いろいろな経済だとかというものに回していけるような一つの方法がこのふるさと納税ではないのかなと思いますので、ぜひ検討をしていただいて、結果的にどうなるかというのは抜きとしても、いろいろな材料は今言ったつもりではありますので、ぜひ検討していただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 冒頭に申し上げましたとおり、今まで陸別町としてはなかなか全国に発信できる特産品がなかったわけでありますから、それがやっとなり芽が出てきたという段階にありますから、ぜひともこれらをどういうふうに発信できるかについては、庁舎内でも十分検討したいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 1番本田議員。

○1番（本田 学君） ありがとうございます。

次に、教育長にお尋ねをします。

陸別らしい教育ということで最近、陸別に帰ってきてから、20歳で帰ってきて22年を超えまして、若いんだ若いんだと言っているうちに、もう40を超えまして、これからどうやって、今観光協会長もやっていますし、人を育てていって、次にバトンタッチをしなければいけないのかなということをよく考えるようになりました。

そこで、十数年前、合併論があったりいろいろなことがあったときに、しばれフェスティバルはどんなのだということで、予算が多く、一番突出してつきたころにいろいろな議論があったときに、金澤町長と当時の田中副町長が、しばれフェスティバルは人づくりの場所だと。あそこで1カ月間いろいろな業種の人に来て、人づくりの場所だということできずっと、今でもその言葉は間違っていないなと思ってやっております。ただ、今これからは、大人になってから育てるというのはもう遅いというか、それは必要なことなのですけれども、これからは子供のうちから育てていかないといけないと。というのは、陸別愛というか、そういうものを教育の中にどんどん取り入れていって、ふるさとに帰ってきてもらわなければいけないのではないかという思いに達したのですけれども、教育長のそういう教育の考え方というのはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 陸別らしい教育ということでの質問であります。今質問がありました。もっとも重要なテーマだというふうに思っております。今、次代を担う子供たちに、町立の学校として何を学んでもらうのかというふうなことが大事なことだというふうに思っております。この陸別らしいとか、次代の子供たちに何を身につけていくのかというのは、全ての町がこのことに向かって教育政策を展開しているというふうに言っても過言ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） そこで、陸別町の資源ということで、ことししばれフェスティバルに、しばれフェスティバルは教科書にも載っていろいろな授業がされております。今回、その教材ということで、あの中で教材のビデオを撮りに来ております。先ほどの話ではないのですけれども、いるとよくわからないことなのですからけれども、よそから見るとすごいことをやっていたのだなというのが実感するところなのですからけれども、昨年十勝の先生方で作る社会科サークルという、そういうサークルがありまして、陸別町に30名ほど、コテージで一泊をして、その間に研修ということでやってきている話を聞くと、陸別にはすごい社会科の資源がいっぱいあると。すごくここで授業をするのがすばらしいことだということで、その社会科サークルの先生たちが、ここに来て研修をしていったのですよね。その中でも、しばれフェスティバルの講演をしたりとかいろいろなことをやってきました。

僕も、ことし8年目になるのですけれども、しばれフェスティバルの出前授業を小学校5年生にやっていたりとか、この8年前には、今さらかと言われたのですよね。今さら、でも8年たつと、もう小学校5年生の子たちが二十歳になるのですよね。いろいろな陸別のよさというやつを教えていかないと、陸別に帰ってきたりとか、陸別に帰ってこれなくても、よそに行ってもエネルギーがいろいろ要るのですよね。特に陸別に帰ってきてお仕事するとかというと、そういう思いとか、そういうものがないとなかなか来てくれないと。先ほどの町長の話ではないけれども、働き手がいなくて、よそからいろいろな条件があってもということになると、根本的にはここにあるのかなと思います。

今一番心配しているのは、子供たちに教える先生の問題なのですね。そこで、今までは新任の先生は4年で転勤、それ以外の先生というか、新任ではない先生は6年だったのですけれども、これが変わって、新任の先生はそのまま4年なのですからけれども、通常の勤務する先生は、6年から4年に変更になったのですよね。いろいろな考え方があって、4年で希望が出せるということで、いたかったら6年いてもいいですよということだと思っておりますけれども、僕が考えるに、もうよっぽど過疎化になって、ここに来たいという先生がいなくなったのかなという感想なのですからけれども、教育長の考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいま質問がありましたとおり、平成25年度に改正がありまして、平成26年度の当初人事から、今一般教諭については、新任は今質問があったとおり4年なのですが、それ以降6年を異動対象基準年数とするということで取り扱っていたのですが、平成26年度当初から、陸別の場合、これは帯広からの距離とかでちょっと区分がされているわけなのですからけれども、当町の場合は4年から異動を希望できるというふうに改正されております。今そのことについての見解をということであります。

私としては、基本6年を勤務してもらおうというふうな考え方で、なぜ改正するのかということについては、自分自身は、正直に言いますと疑問を完全にぬぐい去れない部分を

持っております。しかしながら、今現実的に陸別を希望する教諭が決して多くはない。どちらかというとな少ないというふうなこと等、全体を判断した上で、自分の、町としての、委員会としての見解は、道教委のほうには文書で提示を私としてはしております。そういう形で今回は、その要綱変更に基づいた対応はしておりますが、本来は日本全国津々浦々まで同様の考え方で教育はされなければならない。教員の配置も同様だというふうに私としては考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） なかなか距離の問題があったり、陸別が別な意味の、特区ではないのですけれども、転勤というふうになると、4 年たったら希望を出していいよと言って来ていただくと本当に、今の先生たちがいいとか、これからが悪いとかということは置いておいて、ドライになっていくと非常に心配だなと思います。なぜかという、僕もあと1 年で P T A が終わります。1 2 年いろいろななかかわりのもとに、例えば今回のしばれフェスティバルの実行委員長の野尻航平君は小学校の先生、校長先生が恩師だったりとか、僕の場合は中学校の先生が恩師だったりだとかという、校長先生が帰ってきたりとかいろいろな裏にはつながりがあるて行くのですね。そういうサイクルもなくて、何とかそういうことでなくてもいろいろな引き継ぎをできるようなことでこうやっていこうということではいろいろな、しばれだけでなく、イベントって学校との携わりって大事だなということではしております。

教育委員長の行政執行方針の中にも、しばれフェスティバルに小学校全員が携わったりとか、いろいろなことをやってきましたというところがあるのですけれども、いろいろな絡みの中に、今がこうなっています。心配しているのは、こういうふうにしていった後にどうなるのかなと言っているところに、今の6 年が4 年ということになっていくと非常に心配というか、だんだんもう接点がなくなっていくと遠いことになっていくのかなという心配があります。これはもう、今先生たちの話題だけを言うので、ほかのことでもいろいろなことがあると思うのですけれども、きょうはこの部分だけでお話をしているということです。

それで、一つの方法に、陸別らしいというその教育は、子供たちの教育というだけではなくて、先生たちの教育も、教育と言ったら失礼なのかもしれないのですけれども、しなければいけないなど。例えば、僕の案なのですけれども、年度末を迎えて先生の入替えがあります。ということは、4 年で異動する人たちが出てくると、いてくれということで、希望を出されたらもうそれきりになると思うのですけれども、異動するサイクルがすごく早くなっていくと思うのですね。であれば、ここに4 月から勤務するときに、新しい先生が来たときに、陸別はこんな町ですよとか、こういうイベントがありますよだとか、こういう教育をしていますよということを、教育委員会が主催になるのがいいのかあれなのですけれども、そういう研修会みたいなものやってみてはいかがかなと思うのですけ

れども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今、研修会をというふうな御提案がありました。まず、先生とか教師の基本的な考え方といたしまして、学校があるから先生があるというふうではなくて、先生たちが学校というものをつくって動かしているのだという、基本的な意識をまず持ってもらいたいなというふうに思っております。

もう一つ、時代背景もあるのでしようけれども、こうも言われております。若い先生は育っていた環境において地域コミュニティー、人間関係の経験が残念ながら不足していると。学校文化の地域内での研修には限界がある。地域による人間形成の場が必要だというふうにも言われております。自分としても、まさしくそのとおりでなというふうに、失礼ですけれども、先生を見ながらそう感じざるを得ないところを持っております。そういう中で、しばれフェスティバルを通じながら、その場で成長していく姿もこの目で見ておりますし、それを支えてもらっている実行委員の皆さん、保護者の皆さん方には感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

今質問にあった研修の関係ですけれども、私自身が、出前トークになるのかどういいう形になるかわかりませんが、直接学校現場へ行って、先生方とコミュニケーションを図る場をつくっていききたいというふうなことで、校長を通じて提案して、それらの開催に向けた約束をとっております。まずは、言葉とか肩書きで示していくのではなくて、じかにコミュニケーションを図ってお互いの、一方通行ではなくて、対話というふうな場を通じながら、今の研修のほうも具現化できるように考えていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 本当はこういうふうに教育委員会がとか、そういうことって余り、提案している割に、そういうことでないほうが本当はいいなとは思ってはいるのですけれども、これは一つの危機というか、そんなことなのかなと。今4年になったからどうだとか、すぐ溶け込む人は溶け込むのですけれども、でもやっぱりちょっとドライになったらおっかないなと思いつつながら、そういう考えがあります。本当はそういうことでなくて、町民一人ひとりなり、先生たち一人ひとりがコミュニケーションをとれるような町民スポーツレクだったり、いろいろなスポーツの集いだったり、そういうところから積み上げていくことだと思うのですけれども、まずはその入り口がきちっとしていないと、やっぱり行きづらいだとか、入りづらいだとかという問題があると思うので、なおさら4年とかとなっていくと、あっという間にたつて転勤という形になるのがちょっと背景に見えたもので、そういうこともしてはいかげなと思います。

最初のころに、澤村教育長のころにいじめの話をさせていただきました。それで、前回古田議員もいじめのことで、今いじめはどこにでもあるということに来たと思います。そ

れでなぜこれに、今までもこだわって、いじめをなくそうと書いていろいろな出前授業なり、子供たちとかかわる部分でいろいろなボランティア的なことをやってきたのですけれども、昨年自分の身にも起きまして、高校2年生の息子が昨年仲間から、3人のお友達とか、そういう子から「死ね、死ね」をやられまして、最終的に、今陰湿なのですね。メールで最後に「死ね」と入って、息子が1回学校から帰ってきたら出て行ってしまったのですね。テレビで起きているような自殺だとか、そういうことが自分の身にも起きたということで、昨年は非常にちょっといろいろな、この、いじめという言葉だけが、歩いて行くことがちょっと自分的には余りよろしくないなと思いました。

まず第一に、学校学校ではなくて、親が悪いと思うのですね。挨拶をなさいの果てから、今何でも学校の責任にしたり、いろいろな人たちがふえている中に、まずお家でおはよう、こんにちをは教えるのが当たり前のことで、今北勝光生会が新しく役員さんがかわって、今何を朝、池田施設長に聞けば、何をやっているのですかと聞いたら挨拶だと。もう徹底的に挨拶だと。大人になっても挨拶だということなのですからけれども、親の教育がまずなってないと、人に嫌なことをするとか、そういうことの入り口が、まず無理だと思うのですね。

たまたまうちの息子は1回出て行ってから、ちょっと戻ってきてくれたので、まだ死なずにとにかく、思いとどまって帰ってきてくれたのでまだ、今通信の高校に転入して、今お家にいるところなのですからけれども、ここは何が起きているかということで、何でそんなことになったのかということのまず一つに、先生がばかにされているのですね。先生に対しても「死ね、死ね」をやっているのですね。まず、その一番最初が抑えられない。若い女の先生に、「整形したらいいんじゃないか」までやっているんですね。

まず、この基本はここに、今回見て、教育委員長の行政執行方針を読むと、「いじめの問題については、どこの学校においても起こり得るとの認識を持ち、日常からいじめは人間として絶対に許されないという学校の方針を明確に伝えるとともに、教師自身がその思いを子供たちに示し、特に相手を傷つける可能性のある言葉を早い段階から使ってはいけないことを教える」なのですから。これは自分で実感したことで、これは当たり前のことで当然なのですからけれども、そもそもの先生がばかにされちゃったりいろいろなことになる、もう元も子もないんですね。

この後に書かれていることに、要はPTA等とかという言葉で、これ全部読むと時間があれなので、ということなのです。これが基本なのですから。ただ、今なぜそういうところにこだわるかという、先生がまず見逃したりとかいろいろなことが起きていくと、そのいじめは最後に死につながるという、やっぱり危機感を持って、自分自身も経験したことであれなので、なお一層、今先生たちもかわる中にもっともっとコミュニケーションをとってもらってやってほしいなと思うのですけれども、いかがな考えですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 前回の議会でもお話しさせてもらいましたけれども、うちの学

校にはいじめはないとかというふうな学校があったら、それが一番心配なのかなというぐらいに思っております。まず、いろいろ現場で私もちょっと聞いたこともありますけれども、そうすると、本当にわからなかったとかいうふうな話を聞いたりしたことも実際あります。すごくショックというか、ああそうなんだということをそのときに思いました。やっぱりこういうことが、今質問のあったようなことにつながっていく土壌なのかなというふうに実感もしたところでもあります。

先ほど言ったとおり先生の意識、それと方針の中にも示させてもらったのですけれども、信頼される学校づくり、一言で言えば、尊敬される先生になるというか、その気持ちを持っているか持っていないかで決まるのかなと。それ一言で、信頼される学校ができるかできないかが決まるのかなというふうには私は思っています。まずやっぱり校長がしっかりとリーダーシップをとった中で、学校経営に邁進してもらおうということで、心をやっぱりつないで訴えていくというか、理解してもらおうというか、それで自分の、当事者意識というものをしっかり持ってもらいたいというのが私の気持ちであります。誰かのせいにしたたりだとか、やっぱり人間って自分の責任にいたくなくて、何かのせいになりたいなとやっぱり常に思うのが人間なのかなと思いますけれども、まずは自分の胸に手を当てて、しっかりと当事者としての自覚を促していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番本田議員。

○1 番（本田 学君） 自分の家に起きたことをここでしゃべるのはどうなのかなと思いつながらですが、身近に起こるといって知っていただきたくてお話ししました。最後は本当に死んでしまうのかなというぐらいのレベルで、去年はちょっと乗り越えなければいけないようなお家だったもので、本当に真剣に取り組んでいていただいていると思います。本当に命の問題だと思いますので、いじめの問題には、より一層力を入れてほしいなと思います。

不登校も実際、今中学校でもありますし、余り、どうして高校に行かなければいけないのだとかいろいろなことではなくて、自分で経験したのですけれども、いろいろな選択があるのか、いろいろな高校に行かなければというふうにして、中学校も来なさいだとかという入り口ではなくて、今回思ったのはスポーツ選手、通信制をよく使っているのですね。皆さんジャンプの人でも何でも。やっぱり夢を追いかけるような教育というの也需要かなと思うので、そういう高校の選択の中でも、中学校の先生にはいろいろお勉強をしてもらって、その子には何がいいんだということで、やっぱり信頼関係を持たないと不登校はなくなるなと思います。

最後に、まとめになるのですけれども、ちょっと3月8日の勝毎にどでかく野下教育長が載っております、これも運命の巡り合わせなのかなと思いついて、天文台のお話で、95年から始めて、1998年の7月7日に天文台が始まったというか、開館したのですね。そのときに汗をかいたのが野下教育長で、そのころは企画商工課主幹、銀河の森事業

等の担当。そのときに町長が多分新しく設けたところだと思うのですけれども、そのときの一言に、星には価値があると。それと、そのころオリンピックが始まることも知らないぐらい仕事に打ち込んでいたことを今でも覚えていると。やっぱり情熱を、この間のテレビでも言わせてもらったのですけれども、こういう情熱を持って天文台もでき上がって、運命の巡り合わせで今教育長という立場で、子供たちにどうやってこの陸別にしかないものを教えていくかという、今そういう立場に立たされていると思うのですよね。先ほどのふるさと納税ではないですけれども、もしここから、働く場所がなくてとかいろいろなことでよその町に出ていったというか、いる人たち、子供たちもそうですけれども、やっぱりここで今一番大事なときに子供を育てるといって、陸別らしい教育をするということが一番大事な場面に来ているのではないかなと思います。きっとこれが陸別愛だとか、洗脳ではないのですね、全然洗脳ではなくて、陸別に対する思いというものが伝わると、いろいろな今のふるさと納税ではないですけれども、よそからいろいろな人が見てくれる。

たまたま足寄でも帯広でも行くと、陸別にいた方が向こうに住んでいて、学ちゃんと声をかけて、頑張っているねだとか、頑張つてよだとかという言葉をかけられるのも、やっぱり陸別は2,700人を切ったとしても、何万人分の値もあるのかなと思います。

最後に、こういうきっかけというか縁で、野下教育長の思いを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 思いということであります。自分もしばれフェスティバルにかかわって、そう少なくはないなと思っているのですけれども、まずちょっとしばれフェスティバルに対する自分の思いから話させていただきます。

あらゆる職場からの理解とボランティアによって、まずつくられております。あとPR効果を含め産品販売など、産業振興にも大きく寄与しております。あと町内の若者を中心に、交流の場となっております。年代を越えた高齢者との交流にも配慮がされております。学校との連携、子供たちのふるさと教育の場ともなっております。あと耐寒者、来場者に対するおもてなしの実践をしている場でもあります。しばれフェスティバルには、リピーターが非常に多いというふうなことであります。それで、次世代を越えた交流の場ということと、それから担い手、要するに若手の方、担い手の方の活躍の場と同時に、成長の場ともなっております。今質問のあったとおり、次の担い手となる子供たちの参加を欠かすことはできないというふうな位置づけになっていると思います。

天文台をやったときも主張していたことなのですけれども、陸別流って何だろうと、今回質問もあって、改めてちょっと考えました。本物の陸別を知ることだろうというふうに考えます。陸別には本物の寒さがある、本物の星空がある、そして本物の郷土を愛する人がいるということで、日本一の寒さを持つ気候の中で切り開いてきた先祖、先輩の精神を受け継ぎ、私たちはそれを子供たちに伝えていく責任と義務がある。

1世紀を100年とする期間のうち、33回開催してきたしばれを初め、陸別のイベン



トは歴史的文化にもう既に至っているのだらうと私は考えています。それを支えてきた人こそが、宝だらうというふうに思っております。

町立の学校として、次の時代を担う子供たちに、その町の宝を学びとってもらうことが大事な学習だらうというふうに思います。そのためには、教師自身が本物に接しなければ、子供たちに教えること自体できないだらうというふうに考えております。その認識の上に立って、あるべき体制、今回質問にもあった研修も含めて検討し、整えていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） それでは、一般質問させていただきます。

通告書には、フードバレーとかち関連と、それともう一つ、寒さを生かしたまちづくりについてということで載っているのですが、若干横道にそれたり、脱線することもあるかもしれませんが、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず、フードバレーとかちに関してなのですが、これは帯広を中心に十勝全域で推し進めていこうということで、フードバレーとかちという、もう名前は皆さんも聞きなれているのですが、どうも私個人的にもよく中身がわからないということで、今回いろいろ時間かけて調べてみたのですが、推進協議会も、恐らく40ちょっとの団体で、これは平成23年の7月に発足して動いていると思うのですが、これまでも陸別町も参加していますので、動き、また陸別町がどんなかわり方をしているのか、町長にまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） フードバレーとかち、これは帯広市長がかわったときに掲げた旗印だというふうに思います。帯広は、地形的に十勝平野のほぼ真ん中にありますから、そういう意味では大変地の利を生かした、フードバレーとかちというようなことで、私ども18町村こぞって一緒の形で進めようということで合意しているところであります。

バレーというのはやっぱり集積地、食のさまざまな集積地というような意味だと。最初はよくわからなかったのですが、市長からのいろいろな説明も含めて、だんだん十勝に浸透しつつあるかなというふうに思います。全道的にも、全国的にも特区をもらったということもありますから、そういう意味では十勝のベースはやっぱり農林水産業、これをベースにして旗を上げて食と産学官一緒になって集積していこう、農業と食を大いに発信しようというようなことだというふうに思います。

もともと十勝はそういうベースがありますから、それを国際的にも海外向けも含めて食に関するさまざまなことを集積して、ここから発信しよう。できれば、農産物の原料だけを出すのではなくて、加工もしながら全国、あるいは世界に食の加工物も含めて発信していくというような大きな旗印だというふうに思います。

それで陸別町であります。まず最初にフードバレーとかちが出てきたときに、まず帯広市のほうからはどういう働きかけがあったか、あるいはフードバレーとかちについて、どういうふうに進めようかということであったというふうに思いますが、最初にやっぱりあったのは、オール十勝の合意形成、これがまず大事だというふうなことで、私どもも十勝定住自立圏形成協定、これに19市町村が入りまして、平成23年、帯広市長選挙が22年だったですから、23年の7月にできまして、その前に平成23年の3月の定例議会で陸別町も議決をいただいて、オール十勝で定住自立圏構想を形成して、まずスタートしたということでもあります。この中で陸別町がかかわっているのは、19市町村全てそうなのですが、既存のさまざまな陸別町が進める事業についても対象になって、特別交付税、上限が1,000万円ですが、スタート時では1,000万円、今1,500万円に上がりましたが、そういう特典といいますか、そういうものが各市町村、帯広市は当初4,000万円、上限がですね。それが26年度、来年度からは8,500万円。というようなことは、中心市街地、中心の帯広市には非常に恩恵があるなというふうに感じております。旗を揚げた帯広市が、帯広市だけでなく、十勝圏域こぞってやろうという、そういうねらいが非常に増えてきたということでもあります。

そんな中で陸別町としては、特別交付税の対象になる事業について、約1,000万円を限度として特交対応措置があるということでもあります。

そのほか、平成25年度からスタンプラリーを道の駅も含めて、あるいはラリー北海道のスタンプラリー、あるいは鉄道まつりのスタンプラリーなどを十勝全域でやろうということで、そういうようなことで、具体的に今までのかかわりと言え、そんな程度かなというふうに思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 町長のお話の中で、これの趣旨はオール十勝の合意だということで、一番わかりやすい言葉だと思うのですが町長、ほかに話の中にもありましたが、フードバレーとかちというのは、国内だけでなくアジアの拠点を目指す、また、世界的にもということで、今お話しもありましたが、そのために三つの展開を進めると。一つは、今お話しがあった、ちょっとダブってしまうかもしれませんが、農林漁業を成長産業にすると。二つ目は食の価値をつくり出す、創出する。三つ目は十勝の魅力をほかに売り出す、売り込む。この三つを連携して、生産、加工、あと流通、そして販売に結びつけるということなのですが、私も細々と山菜の仕事、わかりやすく今お話ししますから、単刀直入にお話ししますが、山菜の事業をやっておりますが、この生産、加工、流通、販売、生産、加工は私どももやっていますから、流通がどうなっているのかというこ

とを正直にお話ししますと、約3年ぐらい前から、運送会社というのは何種類かありまして、例えば黒いネコのマークがついた会社だとか、飛脚の絵をかいた会社だとか、あとは局さんのゆうパックさんだとか、あと陸別から帯広まで行く明河さんだとか、こういうのがあるのですが、私どもが毎日出荷している業者としましては、遠回しに言っても面倒になりますのではっきり言いますが、例えば格安で道内でもネットワークをたくさん持っている、例えば松岡満さんだとか、あとは十勝で言うと東勝物流さん。あとほかにも富田通商さんだとかいろいろたくさんあるのですが、最初に言った宅配さんとは比べものにならないぐらい安い料金で道内くまなく運んでいただいていたのですが、それが3年ぐらい前から、ローカル線は会社の方針で採算も合わないし切らせてほしいと。配達こそはすれ、集荷には寄れません。集荷するためには、北見あるいは帯広にその商品を持ってきていただきたい。それか、ストックヤードをつくって、そこにお宅の商品を置いておいていただきたいと。人一人でも置いておいて、それでやっていただければ、そこまでは行くよということで、ずっとつき合っている会社に言われまして、結局は何月からはもうできませんということで、その会社は離れ、そして別な会社に運んでもらっていたのですが、本社の決定でローカル線は、陸別さんは切らせていただきますということで、これはもう商売やっていけないと、そんなようなことまで考え出したのです。たまたまざっくばらんに、うちの場合は郵便局さんに、帯広と十勝のほうに話をさせていただきまして、それで運んでいただくことになって、今赤い車で全道くまなく配送していただいています。

そんなことで、足元の流通がそういうぐちゃぐちゃなもう段階になっているのに、そのフードバレーのそういうことを見ると流通、その流通もいろいろ幅は、まだまだ今度は飛行機だとかいろいろなことまで行くのですが、やっぱり基本的なことが一番大事で、これは決してうちだけの問題ではなくて、十勝のいろいろなもの、生産、加工、販売している会社は同じような目に遭って、みんな苦労していると思います。

この前、山菜に限ったことかなと思いつつ、私も2週間前に二日三日かけていろいろなそういう調査に、札幌まであちこち寄りながら出向いてきたのですが、それは例えば、ちょっとまたこれは脱線なのですが、滝川の例えば市場でさえも、そういうふうに枝道から寄れません、そういうふうにはっきり言われたということで、その流通というものがすごく今さま変わりしている。そしてなおさら悪いことに、今JRがああいう状態ですから、やっぱり信用を受けない。そうすると陸路、輸送会社にやっぱり集中してしまつて、小さなところは余計集荷できないよということにもなっているのではないのかなと思うのですが、そこら辺、その集まりにでも町として出ていて、そういうことに対してのいろいろなそういう話し合いとか何とか、また、そういうかかわっている業者に対して、そういう意見を聞いたりという場は、今まであったのでしょうか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） 正直に言いまして、そこまでの細かい話、また、流通とか地方都

市への運搬の話とかいうことの具体的なことについては、話は今まで何一つ出ておりません。そういう状況であります。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） 私は、決してフードバレーを否定するものでもないし、いいことなので、本当にどんどん推し進めていただきたいのですが、やはり基本は、絵に画いた餅ではありませんが、やっぱり本当の自分たちの身の回りのことからということがやっぱり一番大事なことでないのかなと思うので、これから、もしそういう話があるならば、それはフードバレーの協議会ではなくて、町としてもやっぱりそういう意見の聞き取りとか何とかということもやっぱり、そういう業者は少ないかもしれませんが、そういうのもやっぱり大事なことでないのかなと思いますので、ぜひともそういうことを反映していただきたいなというふうに思います。

次に、同じかかわりなのですが、このフードバレーとかちをさらに進めるために、総合特別区域法というのに基づきまして、それで北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区と、ちょっと舌もかみそうな名前のものでできました。そしてこれは国の国際戦略総合特別区域にこの区域は指定された。その中の一つで、これはまた私のやっている別な仕事のほうでかかわって、私が若干皆さんより詳しいと思うので、ちょっとそこら辺お尋ねしたいのですが、その中で農業に関する国際競争力の強化を目的にして、農家の皆さんの農業トラック、これは積載量4トン未満、総重量が8トン未満ですから、大型のダンプとかそういうのは適用されないのですが、小型の普通で言う、詳しいことを言ったらちょっと長くなってしまう、小型の1トン積みのトラックあたりから、平ボディでも構いません、そして今言った上の上限まで、その車検を、トラックは1年ですから、2年に延長するというのであればいいのですが、2年の伸長を試験的にやると。

伸長って何なのかなというふうに思っていたのですが、3月31日からこれ、実際動き出すというのですが、この間国交省の陸運局の説明会に行ったのですが、1年たって車検を受けなければならなかったのですが、車検のかわりに車検に準じる点検をして、変わらなく自賠責保険に入り、重量税を払って1年間車検が伸びると。だから車検の延長とはまるで違う、何か農家にとったら全然メリットのないそういう制度が、試験なのですができました。

本来であれば、農家の負担を減らすという意味であれば、先ほど言ったように1年車検をトラック、実際キロ数乗らないですから、乗らないお客さんは、例えば年間で十何キロというお客さんもいますし、平均何十キロ、何百キロの世界しか1年間で乗らないので、そこら辺は重々、私らも、関係者も何か別な意味で守ってあげられればいいなと常日ごろ思っていたので、車検を2年車検にするとか、あとは重量税もしくは自動車税を減免するとか、そういう措置をとったほうがずっと農家の皆さん喜んでいただけたのになと思うのですが、それも何か最初から陸運局、国土交通省は、例えばキロ数乗らなくても、そんなことは機械にとっては許せないことだと反対はしていたらしいのですが、あやふやなそう

いった車検伸長という言葉で落ちついてしまったと。これにはまた、自治体の長のかかわりが出てくるのですが、例えばそのトラックで年間1万キロ以上乗る車は、先ほど言ったものでも適用外だよと。それが、町がこれからそこら辺を管理していくということなのですが、果たしてそこら辺、町には今までどういう説明がなされているのか、もうすぐこれ動き始めるのですが、段取りはそこら辺までできているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） フードバレーとかちの、お話し国際戦略総合特区が認められたということで、これは全道的には三つ、帯広地区と函館地区と札幌というようなことで特区が認められた。それに農業を主体にさまざまな申請をして、少しずつ認められてきている、そういう段階だというふうに理解しております。

さまざまなことがあるのですが、議員お話しのことについては、農民同盟のほうから要望が強く出ているというような話は聞いておりますが、私も正直今回詳しくは、初めてなことであります。フードバレーとかちについて、具体的な動きとしては、私としても初めてであります。担当にいろいろ調べさせたのですが、特に業界と十勝協議会、協議会というのがあるのですね。打ち合わせは行ってないみたいだというようなことで、私どもに連絡があったのは、この2月27日に業界に対して説明が行われているらしい。ところが、まだ細かくは決まっていないような状態であるという話が、この2月の末日、28日の会議に担当者が行ったときに、帯広市のほうからそんな話しがあったというふうにだけ聞いております。ですから、これから市のほうにいろいろ、フードバレーとかちの事務局も含んでいる帯広市のほうにさまざま問い合わせをしておりますが、その結果、これから市のほうからいろいろな連絡があるというふうに思っております。法令とか政令も含めて、具体的には陸別町には一切来ておりませんでしたので、改めてフードバレーとかちの事務局、帯広のほうにも連絡をしていろいろな話を聞きたいなというふうに思っていますし、また、いろいろな発言、農業団体からのいろいろなこともあるというふうに思いますが、その辺業界の皆さんの話も聞きながら、陸別町としてもいろいろな発言をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、フードバレーとかちについて、具体的な話はこれが初めてでございますので、さらに担当も含めて勉強していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） 先ほども言いましたように、施行は今月の31日からということで、我々に対する説明も本当に遅くて、どんなになっているのかなと思って、我々の業界も帯広地区の自動車整備振興会というのをつくってしまして、陸運局では、その伸長に関して反対はしていたのですが、我々業界は面と向かってその反対とか何とかという位置取りではなくて、やっぱり十勝は農業で、そこら辺やっぱりまもってやれる、協力できるということをやっぱり、これはこの前の総会で会長もそういう発言でしたし、我々もそう

思っていたのですが、どうも落としどころは全然農家の皆さんのためになっていることではないかと、そんなふうに思います。

それで、これは町だってかなり忙しいと思うので、例えば多胡さんが自家の4トンのダンプ、これを町に来て、私は農業人だから、このトラックを指定してほしいと。それで町は、多胡さんは間違いないから、多胡さんのその車はそれに該当しますよと言って、彼が例えば私どものところに来て、ちょっと伸長に関する点検整備をしてくれと言って車検に準じた点検整備をして、悪いところがあれば、保安基準に適合してなければそれは直す。もちろんお客さんに説明しながら直して、保安基準に通るような状態で、これでオーケーですよということで、車検で言えば保安基準適合証というのを出したのですが、それに準じる点検整備済証というのを今度出すと。そして自賠責保険も入ってもらい、重量税もいただき、陸運に持って行って、陸運でぼんと判こをつけて1年間伸長になると。そういったことですので、それが途中で、例えば1万キロを超えるような状態だったら、町はそれを目光らせて、これは指定から外すよというような権限まで、陸運の説明では行政がそういうことができるということだから、国交省は認めたという言い方をしていましたので、これはぜひともちょっと、それには予算づけやなんかもきっと必要ではないかなというふうにも思いますので、帯広任せではなくて、やっぱり積極的に、もうすぐのことですので、取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

余り話したら、おまえそんな仕事しているからとか何とかということにもなるので、まるきりこれは関係ないのですが、そんなことで町の役割というのが結構大変だなということもあります。それで質問させていただきました。

あと何かあればまた、それは担当のほうにでも、これとは関係なくアドバイスできるようなことがあれば、またうちの業界としても協力していけると思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

それでは、奥が深いので、フードバレー特区はこのぐらいにしまして、次に寒さを生かしたまちづくりということで二つ目に載せてますが、これは観光、エネルギー、食を含むと、こう書いて通告しているのですが、これもまたちょっと脱線するかもしれないですけども、お許しいただきたいなというふうに思います。

町長の執行方針にも、きのうお話しがありました。陸別の空、森、土、地域の資源や特性を生かしたまちづくりをしていきたいということで、これにはもちろんしばれ、寒さということももちろん含まれているというふうに私も思ってますし、皆さん思っていることだと思うのですが、昔は、先ほどの同僚本田議員の話の中にもありました。しばれ、寒さ、タブーだったものが、皆さんの絶えざる努力と頑張りで、今までタブー視されたものが、今は寒さが町民の誇りになってきているのではないかなと。例えば厳冬期、ほかの町村に寒さで負けると歯ざりして、悔しいなおい、あそこに負けたなという会話が成り立つようになってきた。それは間違いないことであると思うのですが、そこら辺町長も同じ認識をお持ちだと思うのですが、最近テレビで温度の発表を見て思うのは、よく一番に

なれない、二番、三番手だということで、いやまた陸別が一番でなかったのかな、いや残念だな、そんなふうに思っているのは私だけではなかったと思うのですが、ここに空井さんも出席していらっしゃるのですが、しばれ研で正規なデータとして、NHKやなんかに出る温度ではなくて、また別なところできちっと温度をはかって、トータルで見たらやっぱり陸別は間違いなく一番の寒さだよと。寒さでは一番であるよというようなことをこの前浜田さんにもお聞きして、ふと安心したところなのです。

今陸別の気温を測定しているところは、緑町のみどりの園のリネン棟のある、あの近辺ではないかなと思うのですが、そこら辺、ほかの町村で例えば、本当かどうかわからない、本別町がちょっとその場所を移動したよとかいろいろなことを聞くのですが、そういった場所の移動というのには、制約とかそういうものがあるのか、そこら辺検討したことがあるのかお尋ねします。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤紘一君） NHKで公表されているのは、気象庁のアメダスであります。そのほかに独自で、議員おっしゃるようにしばれ研が上陸別あるいは関、最も寒い関地区ですか、そこにも温度計を置いて独自で、これはホームページでも発表しておりますが、気象庁の認定ももらっているというふうに聞いております。

お話しのように、正直検討は、し続けております。お話しのように、寒さが到来してから日本一は9回だったと思うのですね。ホームページでは9回というふうに出ていましたが、ほかのしばれ研の場所ですと、圧倒的にマイナス30度を超えているということでもあります。アメダスでは30度を超えなかった。28.6度が最低気温だったのですね。今のところですね。しかし、新聞報道もありましたが、6年連続日本一の寒さは保ったということで、お話しのように二番、三番も非常に多かったと。トータルでは、やっぱり圧倒的に強いのは日本一寒い町陸別ということで面目は躍如しておりますが、最近町民からもそういう話をよく聞かされます。移せばいいんじゃないかというような、具体的にはそういう話であります。これは気象庁は非常に敏感でありまして、今までのデータの蓄積を重んじる気象庁としては、まずは触ってくれるなということだろうと思います。しかし何らかの理由があれば、すぐは100メートル以内ぐらいは可能かなというふうに思いますが、もっと強烈な理由がない限り、なかなか厳しいのかなというふうに感じておりますが、反面移住体験のことを全国に発信しておりますが、まず日本一寒いということになれば、まず1回後ずさりするのですね、来るのに。定住してくれというような話をしているのですが、寒さについて知りませんから、朝夕がちょっと寒いだけで、あと日中はぐっと気温が上がるのがなかなか全国的にわかりづらい。そういうせいもあって、寒さ日本一というのは非常に移住・定住するには後ずさりをするものですから、これまたどういふふうに、片一方室としてしばれを売ってますから、それとの兼ね合いをこれからも求めていきたいというふうに思って、議員のお話は重々わかりますし、町民からもいろいろな話が届いておりますので、さらに一層どうあるべきかについては、検討したいというふうに

思います。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） お話はよくわかりました。そのしばれ研さんのほうで測定しているところ、これ、はっきりした正確なものではないと思うのですが、その場所ですよ。緑町の今の測定しているところからちょっと奥のほうでもやっているような話もしていたので、そこら辺も、ないですか。もし移すにしても、いろいろなそういう、お話しのように制約やなんかもあるでしょうし、ただ昔はああいっただみどりの園の暖かいリネンやなんかの建物もなかったところだったので、そういうのもありますので、ひとつ前向きに考えてほしいなというふうに思います。これについては、答弁はよろしいです。

それでは、次に進みまして、次は、まちづくり関係で、寒い気候を利用してということのでらっとお聞きしたいのです。きのうの執行方針の中でも、チャレンジプロジェクトで薬用植物の栽培研究をするということで、これはとてもいいことだなというふうに思っているのですが、まだまだ栽培方法とか、確立されていないことがたくさんあるというふうにちょっと調べたら書いてありますので、この寒さを利用していいものができれば、それはすごくいいことだなというふうに思います。

それと、これは私事で、以前埼玉の秩父市に行って、ちょっと山合いのところに行ったら、天然の畑みたいところで、何か雪をかいたりして作業をしている。陸別に比べたら全然寒くないところなのですが、何しているのと言ったら、ここの氷はすごく有名な氷でということで、かき氷やなんかは、もう人工の氷とは違って、すごくなめらかでおいしいかき氷。私は酒が大好きなものですから、オンザロックにして飲んだら、もう何杯もいけてしまうぐらいすごくおいしい氷を提供してくれたのもありました。そういったこともちょっとしたヒントで、アイデアで、それも寒さのエネルギーを利用した一つでないのかなと思うのですが、それは数限りなくいろいろなことで雪を使ったり、氷を使ったりとか、あと気温を使ったりとかがあるでしょうけれども、そんなことでそこら辺もこれから一生懸命考えていかなければならない課題だなと思うのと同時に、加工センターもああいふふうにリニューアルしたので、ひとつ食のほうも、そこら辺一生懸命取り組んでいったらいかかなと思うのですが、そこら辺町長どうお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤絃一君） 陸別の歴史は、やっぱり寒さとの戦いの歴史だというふうに思っておりますから、その寒さを克服する能力は、あるいはノウハウは町民に十分あるというふうに理解しておりますし、ほかの町にない陸別ならではのものが、この寒さだというふうに思いますから、それを時代の流れとともに、どういうふうに掘り起こすかということが課題だというふうに思います。ほかの町のさまざまなことを真似しても長続きしないというふうに考えます。ぜひともその陸別らしいものをつくっていききたい、また、挑戦してみたいというふうに思って、執行方針にも一部述べておりますが、昔と違って、先ほどもお話ししましたが、一極集中にどんどんなって、その反動で陸別が過疎になる。地方は過



疎化がどんどん進む。さらに、経済とか社会の部分においても、今までと違って国際化がどんどん進む。そういうことになれば、経済はもちろんなんですが、社会の法則についても世界的なさまざまなことが入ってくるということを考えれば、今までどおりではなくて、やっぱり陸別の宝を生かして、何に挑戦すべきかということについては考えをめぐらせていきたいというふうに思って、職員ともどもそういうことに挑戦していきたいというふうに思っております。

残念ながらやっぱり少子高齢社会、これは続きますし、圧倒的少子高齢社会になりますから、さらに人口減少だということの、そういう制約の中で、消費地にも遠い陸別としては、寒さを生かしたさまざまなことを掘り起こしたいというふうに思います。

薬草についてもそうであります。氷の提案もありました。なかなか発想的に、氷をどのようにしていくかということについて、研究もしたいなというふうに思います。

加工センターについても、陸別ならではのものをやっぱり出していくことによって、差別化で認められるというふうに思いますから、それらについては全町、役場庁舎ももちろんですが、挙げて知恵を出していきたいと、こんなふうに思っておりますが、ぜひとも議員の皆さんからもいただきたいし、町民の皆様からも提案もいただきたいなど、こんなふうに思っているところであります。

○議長（宮川 寛君） 4 番野尻議員。

○4 番（野尻秀隆君） これから町もそうやって人口も減っていく状態で、先を考えるとやっぱり財政的にもいろいろな大変さというのはもちろん出てくるのですが、今のお話の中にもありました。やっぱりいろいろなことを考えて、エネルギーも大事に使ったり、エネルギーをある意味生み出していくということも必要でしょうし、よく私どもが思うのは、全ていろいろなことに関して、やっぱりチャレンジしてみる、そして継続するというのがやっぱり一番これは大事なことはないのかなど。何でもいいときは短くても、長い下積みのときのほうがずっと長いのは間違いないので、それを乗り越したらやっぱりちゃんといいときというのが来るというふうに信じてますので、これからも今の町長のお話を伺ってよく理解できました。皆さん町一丸となってというか、もちろん住民もみんな含めていろいろなアイデアを出し合って一生懸命陸別に対して前向きに考えていくことが必要だというふうに思いますが、最後に町長、もうちょっと時間がありますので、何かお答えを願います。

○議長（宮川 寛君） 金澤町長。

○町長（金澤絃一君） お話のように、全国的ではあるのですが、間違いなく人口が減るということでもあります。その中で、今まで以上に安全に安心して暮らせるにはどうしたらいいかということに必ずぶつかるというふうに思います。その中で、陸別はどうあるべきかということについて、さまざまな議員から御提言をいただいておりますが、一つエネルギーのことに関して言えば、将来的にはぜひとも陸別で使うエネルギー、電気で言えば3,000キロワット、このぐらいを用意できないかということにぶつかると思います。

陸別はこぢんまりとしていますから、世帯数も1,300台です。ですから、工場あたりにも供給できるようなそういう電力、エネルギー、これをつくっていくぐらいのことをしないと、将来陸別は残らないんじゃないかぐらいな危機感を持っております。それは陸別しかないもの、太陽光もありますが、風力もありますし、また、さまざまなエネルギー、再生可能なエネルギー、木質も含めてあるというふうに思いますので、これら売るばかりではなくて、自分たちで使う方法を考えなければならないというふうに思います。というのは、北海道電力といろいろやりとりをして、つき合いが深まったのですが、なかなか買ってくれない。つくっても買わない。買えるだけの容量を持っていないといいますか、買えない。値段もどんどん下がってきております。陸別で発電するものについて、これ以上は買えないという、そういうのを持っているのですね、北電なりに。ですから、それとあわせて、つくっても送配電する、それは北電の独占でありますから、それにつながるは、また、それを伸ばすのに非常に費用がかかるということを学びました。ですから、陸別でつくったものを陸別で消費できる仕組みについて、ぜひとも将来、将来でなくても挑戦したいなというふうに思います。

議員おっしゃるように、人口が減ってきて、財政的にも国がああいう状況でありますし、北海道もああいう状況でありますから、交付税についても、減ってもふえるようなことはない。であれば自分たちで人口を守る、安全・安心を守るということにあらゆる挑戦をしていきたいというふうに思っておりますので、今後とも議員の皆さんと一緒に頑張って、その辺は研究したいというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番野尻議員。

○4番（野尻秀隆君） どうもありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川 寛君） 通告のあった一般質問は、以上であります。

これで一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第3 議案第9号町道路線の廃止について

◎日程第4 議案第10号町道路線の認定について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第9号町道路線の廃止について、日程第4 議案第10号町道路線の認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第9号町道路線の廃止について、続きまして、議案第10号町道路線の認定について、関連がありますので一括提案をさせていただきたいと存じます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） それでは、議案第9号、第10号を一括して御説明申し上げます。

議案第9号町道路線の廃止について御説明します。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止する。

資料ナンバー11を御参照願います。11で御説明申し上げます。

廃止路線は、2路線あります。一つ目の路線は、箇所図の上段の東3条通りで、陸別ハイヤー前の通りであります。起点が陸別川河川敷地境界から、終点が医師住宅までの区間です。総延長は、136.8メートル。

二つ目の路線は若葉1号線で、町民スケートリンク場前の通りであります。起点は、宇遠別橋がかけられる前の道道北見白糠線との交差点からであります。終点が、突き当たりのT字路までです。総延長は、294.8メートルになります。

それでは、議案第9号に戻っていただきます。

1、廃止する路線。

路線番号、1-6。路線名、東3条通り。起点、陸別町字陸別東3条2丁目6番地の1。終点、陸別町字陸別東3条3丁目2番地。

路線番号、1-14。路線名、若葉1号線。起点、陸別町字陸別原野基線325番地の1。終点、陸別町字陸別原野基線327番地の115。

平成26年3月11日提出。

続きまして、議案第10号町道路線の認定について御説明します。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

資料ナンバー12-1と2を御参照願います。

認定路線は、4路線あります。

一つ目の路線は、資料ナンバー12-1の箇所図の真ん中にあります東3条通りで、陸別ハイヤー前の町道です。起点が道道北見白糠線との交差点から、終点が突き当たりの陸別川河川敷地までであります。総延長は、86.23メートルになります。

二つ目の路線は、下段の若葉1号線で、町民スケートリンク場前の町道です。起点が道道北見白糠線との交差点から、終点が突き当たりのT字路までであります。総延長は、337.59メートルです。

この2路線の認定に関しましては、道道北見白糠線の改良工事が確定したことによるものであります。

あと、三つ目の路線は上段の元町1号通りで、新しい路線になります。起点が町道川向栄町線との交差点から、終点が利別川河川敷地近くまでであります。総延長は、115メートルであります。現在、この路線沿いには住宅が3戸と1棟3戸の長屋住宅がありません。

四つ目の路線は、資料12-2を参照してください。林内3号線で、新しい路線になります。北海道横断自動車道の建設に伴い、寸断される2つの農地と国有林へつなげるための補償道路として国で整備されるものであります。完成予定は、平成27年3月を予定しております。その後、町道として引き継ぐこととなります。あと国との補償契約、町道との告示の関係から、今回の議案提出となります。起点は主要道道北見白糠線の日産自動車陸別試験場の出入り口の十字路の交差点で、北海道横断自動車道を横断しまして、L字型に曲がった先の行きどまりが終点であります。総延長は163.74メートルになります。この高速道路には、跨道橋がかかります。跨道橋の長さは25.78メートルになりまして、幅は5メートルになります。

それでは、議案第10号に戻っていただきます。

#### 1、認定する路線。

路線番号、1-84。路線名、東3条通り。起点、陸別町字陸別東3条2丁目26番地1。終点、陸別町字陸別東3条2丁目26番地6。

路線番号1-85。路線名、若葉1号線。起点、陸別町字陸別原野基線323番地6。終点、陸別町字陸別原野基線327番地115。

路線番号、1-86。路線名、元町1号通り。基点、陸別町字陸別原野西1線3番地21。終点、陸別町字陸別原野西1線3番地31。

路線番号、146。路線名、林内3号線。基点、陸別町字林内1番地3。終点、陸別町字林内10番地1。

平成26年3月11日提出。

以上で説明を終わりますが、以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第9号町道路線の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） この9号と10号なのですけれども、ちょっと素人でわからないのでお聞きしたいと思います。

9号については、廃止ということはわかります。10号の部分もちょっと。

○議長（宮川 寛君） 待ってください。10号の質疑は後にしてもらえませんか。

○6番（村松正敏君） そうしたら、この部分で聞きたいところを聞いておきます。

この廃止する路線について、先ほどの話の中でも、道道の工事が確定したことによるということでしたが、この地図を見ますと廃止する部分については理解できるのですけれども、宇遠別橋とのつけかえが終わったのは、もう数年も前の話だったと思うのですね。その間ずっとこのままでいたということは、どういうことなのかなというふうにちょっと思うのですよね。というのは、こういうものというのはその時点で、ある程度確定した段階で廃止すべきものは廃止して、申請するものだったら申請するという認定をとるのが全てではないかなと思うのですけれども、その辺について、素人ですのでわかりやすく御説明を願います。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） この路線に関しましては、道道北見白糠線の宇遠別橋をかけかえるときに、本来は議員おっしゃるとおり、速やかに進めるべきだったと思います。当時どういういきさつだったかはちょっと不明であります。道道北見白糠線の宇遠別橋というのは、平成16年になります。竣工したのがですね。その間、この路線に関して廃止なり、あるいは路線を新たにということ、どういう事情があったかという、この北見白糠線の橋はかけかえましたけれども、その後、前後道路の設置等を含めて、あと補償問題もあったと思いますので、その辺でもろもろ時間がかかったのかなと思います。ただ、おっしゃるとおり、速やかにやっておくべきことだったと思っております。

医師住宅の前に関しましては、もともと医師住宅のところまで路線としては残っておりまして、これも適時、今現状として道路らしき道路がないというのが現状でありまして、これも速やかに行っていくべきだったと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 速やかにしなければならないことが、何らかの形で落ちていたということで、今回新設云々の関係で整理していくということで理解してよろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 大変その辺の時間かかったということに関しましておわび申し上げます。速やかに適時、こういうことがわかり次第、今後訂正なりしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号町道路線の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第5 議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございますが、北海道市町村職員退職手当組合から組合理約の一部変更につきまして協議がありましたので議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長のほうから説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 高橋総務課長。

○総務課長(高橋 豊君) それでは、私のほうから議案第11号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成26年3月11日提出する。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように変更する。

条文のほうを先に読ませさせていただきます。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るであります。

資料ナンバーの13を御参照をしていただきたいと思います。

下段のほうが現行になります。上段が変更ということになっております。

下段の真ん中辺に括弧して区分のところに（上川）というところで、その下の欄に右の横に縦線が引いてある「上川中部消防組合」、そして二つ目に（胆振）、「伊達・壮瞥学校給食組合」という横線が引いてあります。今回この部分を変更するものであります。

今回の北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更につきましては、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合から、今の二つの団体が平成26年3月31日をもって解散、脱退することに伴いまして、共同する団体の変更について協議するものでございます。

北海道市町村退職手当組合は、現在18の市、144の町村、103の一部事務組合で組織されております。仕事の中身は、退職手当の支給に関する事務などを共同処理している組合でございます。

地方自治法第286条第1項でございますが、組織、事務及び規約の変更に係る条文でございます。この条文の中で、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入する者にあつては総務大臣、その他の者にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないという、この条文によって議決をお願いするものでございます。

それでは、条文のほうに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するであります。

以上、簡単でございますが、議案第11号の説明とさせていただきます、御質問によりお答えしていきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第11号北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり決定されました。

---

**◎日程第6 議案第12号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同  
設置規約の変更について**

---

○議長(宮川 寛君) 日程第6 議案第12号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第12号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてでございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について議決を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉センター次長のほうから説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 早坂保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(早坂政志君) それでは、議案第12号について説明いたします。

資料は、ナンバー14に新旧対照表が添付されておりますので御参照ください。

本件については、平成24年6月27日に公布されました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の施行に伴い、平成26年4月1日より、障害程度区分という名称が障害支援区分に改められることから、本別町、足寄町、陸別町の3町で共同設置をしております、十勝東北部障害程度区分判定審査会の規約の一部を改める必要が生じたので、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものです。

なお、地方自治法第252条の7では機関等の共同設置について、同法第252条の2では協議会の設置についてが規定されております。

それでは、議案のほうをごらんください。

議案第12号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。



十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則としまして、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

以上で本議案の説明を終わらせていただきます。以降、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第7 議案第13号町税条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第13号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第13号町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） それでは、議案第13号町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

まず資料でありますが、追加の議案説明書をごらんください。資料ナンバー1-1と1-2になります。それと議案説明書の資料ナンバー15-1から15-3までが概要説明となっております。それと15-4から15-23までが新旧対照表となっております。

それでは、追加の説明書、資料ナンバー1-1をごらんいただきたいと思います。

町税条例の一部を改正する条例等の案の要旨であります。

ただいまの提案理由にもありましたとおり、平成25年度の地方税法の一部改正に伴いまして改正するものであります。内容につきましては、全てが個人町民税に関するもので、その趣旨は、次のとおりであります。今回7項目が改正となりますが、3項目に大別されます。

資料、まず一つ目であります、公的年金からの特別徴収方法等の見直しであります。

関係する条項につきましては、条例第38条の2及び条例第38条の5の内容であります。施行日につきましては、平成28年10月1日ということになります。

現在、公的年金からの個人町民税の特別徴収については、個人町民税の年税額が6月に決定いたしまして、その後8月に日本年金機構等の年金保険者へ通知し実施することとなっております。年6回の支給月のうち、前半の4月、6月、8月を仮徴収、後半の10月、12月、2月を本徴収としております。それぞれの税額を算定する仕組みで、このうち仮徴収額は前年度の本徴収額、前年度の後半の部分の額になります。本徴収額は6月に決定した年税額から仮徴収額、前半の3回分を差し引いた額とされております。年税額が前年よりも大きく変動した場合、仮徴収と本徴収の額に差が生じ、公的年金受給者の納税と還付金が発生するなど、町の徴収事務において支障を来していることから、公的年金から徴収される個人町民税を平準化させるため、仮徴収税額の算定方法を前年度分の仮徴収額と本徴収額の合計である年税額の2分の1に見直すことで税額の合理性、妥当性を確保する内容であります。

また、賦課期日後に町外へ転出した方、税額が変更になった方について特別徴収を継続可能といたしまして、納税の煩雑性を解消するものとなっております。

続きまして、資料ナンバー1-2、次のページになります。

二つ目といたしましては、寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直しです。改正条項といたしましては、条例附則第7条の4、施行日につきましては、平成29年1月1日となります。

次に出てきます下記の金融所得課税に係る課税方式を一体化する見直しに関する附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例、これが新設されましたことに合わせまして引用条項を追加するものです。

三つ目といたしましては、金融所得課税に係る課税方式を一体化する見直しであります。こちらにつきましては、附則第16条の3、附則第19条、それと附則第19条の2、これが新設になります。及び附則第20条の2、こちらも施行日といたしましては、

平成29年1月1日となります。

内容につきましては、個人投資家が税負担に左右されず金融商品を選択できるように、国債を初めとした公社債等の利子、譲渡損益に対する課税と上場株式の配当、譲渡損益に対する課税を同じ課税方式とし、損益通算範囲を拡大の上、税率等の課税方式の均衡化を図ることで、公正中立、簡素な税制に見直すものであります。

大きくは、以上3点であります。四つ目といたしまして関連する議案の説明となります。

議案第15号国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

失礼いたしました。これは後ほど議案第15号のときに御説明させていただきます。

続きまして、説明資料ナンバー15-1をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、さらに詳細な概要説明となっております。

まず、こちらの資料につきまして訂正がございます。資料ナンバー15-2をごらんください。15-2の表の1段下に条文の整理となっておりますが、そのさらに1段下、(1)条項の削除、これの二つ目の項目ですが、旧附則第19条3となっておりますが、19条と3の間に「の」を入れていただきたいと思います。(1)の条項の削除というところでございます。旧附則第19条3となっておりますが、この3の前に「の」を加えていただきたいと思います。大変失礼しました。

それでは、説明を続けさせていただきます。

一つ目としては、改正の趣旨は提案理由のとおりでございます。下記のとおりとなっております。

次に、二つ目、改正の主な内容では7項目になりますが、この表について若干御説明させていただきます。

7項目のうち一つ目、第38条の2、それから一つ下がって第38条の5につきましては、先ほど御説明いたしました年金特徴の関係でございます。

三つ目の項目、寄附金税額控除関係であります。これにつきましては、そのとおり単独のものとなっております。

この表左下二つであります。左下二つと次のページ二つの項目、四つの項目になりますが、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、以下こちらは金融所得課税関係となります。

それでは、表の最初に戻ります。

まず一つ目の項目、条例第38条の2であります。公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収であります。改正内容といたしましては、特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続する法令改正に伴い賦課期日後の転出者の除外規定を削除する内容となっております。

続きまして、年金所得に係る仮特別徴収税額等であります。条項といたしましては、第38条の5、年金所得者の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を前年度の特別

徴収税額の2分の1に相当する額とする算定方法の見直しであります。

続きまして、寄附金税額控除における特例控除額の特例であります。附則第7条の4になります。附則第19条の2の新設に合わせて引用条項を追加する内容となっております。

続きまして、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例であります。附則第16条の3になります。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備となっております。

続きまして、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例であります。附則第19条となります。株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う規定の整備となっております。

続きまして、資料ナンバー15-2に移ります。上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例。附則第19条の2、これが新設となります。上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設するものです。

最後ですが、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例であります。附則第20条の2となります。条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備となっております。

以下につきましては、条文の整理と改正の附則となっております。

それでは、議案書14ページへお戻り願いたいと思います。こちらで附則について読み上げます。

附則。

施行期日。第1条、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第38条の2第1項及び第38条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定、平成28年10月1日。

(2) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定、平成29年1月1日。

経過措置であります。

第2条、平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払いを受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

2項であります。この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第38条の2及び第38条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個

人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

第3項、新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

平成26年3月11日提出する。

以上であります。

説明は、以上となります。後に新旧対照表のほうはごらんいただきたいと存じます。

質問によってお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第14号陸別町社会教育委員条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第14号陸別町社会教育委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第14号陸別町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、副町長のほうから説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第14号について御説明を申し上げます。

陸別町社会教育委員条例の一部を改正する条例であります。

説明資料ナンバー16をお開きください。

説明資料ナンバー16は、この改正する条例の条文に係る新旧対照表になっておりません。

まず、旧というのは、現行の条例でありまして、新が改正後の条例になります。今提案理由の説明にありましたとおり、第三次一括法の改正によりまして、社会教育委員の選任の方法について明文化されました。その内容であります。

まず第1条は、旧条例でいきますと、社会教育法第15条第1項の規定に基づくということになっておりますが、この一括法によりまして、社会教育法が改正になっております。したがって、新条例のほうでは、第1条において第15条という条文に改正になっております。

それから、旧条例の定数、第2条、委員の定数は8名以内とするとなっておりますが、新条例においては委員という見出しをつけまして、第2条として、委員の定数は8名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するというふうに変任規定を明らかにしております。

これは社会教育委員の委嘱の基準について、第三次一括法の改正の中で社会教育法が改正になっております。その中身としては、社会教育委員の委員の委嘱の基準というのがございまして、第18条において社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委員の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌するものとあります。その規定によりまして、文部科学省令であります社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たっての参酌すべき基準というのがありまして、その中で社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たっての参酌すべき基準というのがあります。その第1条では、社会教育法第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。こういう根拠に基づいて条例で第2条において規定をしたという内容であります。

それでは、議案集の16ページのほうにお戻りください。

今、説明資料で説明させていただきました。陸別町社会教育委員条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

第2条を次のように改める。

（委員）。

第2条、委員の定数は8名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上

に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するであります。

以上、雑駁な説明で恐縮ですけれども、説明を終わらせていただきます。以後の御質問によってお答えをしていきたいというふうに思っておりますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号陸別町社会教育委員条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第15号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第15号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長（金澤紘一君）〔登壇〕 議案第15号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、町民課長のほうから説明をしたいと存じます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 朝日町民課長。

○町民課長（朝日大二君） それでは、議案第15号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

資料につきましては、先ほど町税条例で御説明に使わせていただきました追加議案説明書、資料ナンバー1-1、1-2になります。それと議案説明書の資料ナンバー17-1

から17-2、これが概要となっております。さらに、資料ナンバー17-3から17-6が新旧対照表となっております。

それでは、追加議案説明書、資料ナンバーの1-2をお開きください。1-2の下段がありますが、先ほど町税条例の改正で御説明させていただきました関係でございます。こちらのほうにつきましては、この上記3にあります。金融所得課税に係る課税方式を一体化する見直しの内容が、今回の国民健康保険税条例の改正内容の全てとなっております。

続きまして、説明資料ナンバー17-1をごらんください。こちらは改正の概要であります。改正の趣旨につきましては、提案理由のとおりであります。

二つ目といたしまして、改正の主な内容、次の4項目となっております。上場株式関係、一般株式等、それから条約適用配当に係るものと、この四つの項目であります。

条項番号につきましては、附則第3項、附則第6項、附則第7項、こちらが新設となります。それと附則第11項ということでございます。

改正内容につきましては、先ほどこの関連で御説明させていただきました町税条例の改正と全く同じ内容となっておりますので、説明は割愛させていただきたく存じます。

表の下になりますが、以下につきましては、条文の整理、それから改正の附則となっております。

それでは、議案書18ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則についてであります。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行する。

適用区分。

第2条、この条例による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成26年3月11日提出であります。

以上、簡単な説明ではございましたが、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決しま



す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第10 議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を  
改正する条例

◎日程第11 議案第17号陸別町営農用水道施設の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例

◎日程第12 議案第18号陸別町専用水道の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例

◎日程第13 議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正す  
る条例

---

○議長(宮川 寛君) 日程第10 議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第17号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第18号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金澤町長。

○町長(金澤紘一君)〔登壇〕 議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、続きまして議案第17号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例、続きまして議案第18号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例、続きまして議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、議案第16号から19号まで4件を一括提案をさせていただきたく思います。

各種水道及び下水道関係の消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、建設課長のほうから説明をいたしますので、御審議のほど、よろ

しくお願いを申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 議案第16号から第19号を一括して御説明申し上げます。

長くなりますが、できるだけ簡潔に説明したいと思います。

議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

陸別町簡易水道事業給水条例（平成10年陸別町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

それでは、資料ナンバー18を参照願います。

今回の水道料金改定におきましては、平成26年1月22日に町長から陸別町水道下水道審議会長に消費税率について諮問をし、平成26年1月28日に会長から、5%から8%へ消費税を転嫁すべきとの答申を受けたことによるものであります。

それでは、資料ナンバー18の陸別町簡易水道事業給水条例新旧対照表で説明を申し上げます。左側が新料金表で、右側が旧料金表になります。

一般用基本料金は、使用水量8立方までは1,770円から1,820円へ50円アップ、超過料金は200円から206円へ6円アップ。

営業用基本料金は、10立方メートルまで2,350円から2,418円へ68円アップ、超過料金は270円から278円へ8円アップ。

事業用基本料金は、20立方メートルまで2,940円から3,024円へ84円アップ、超過料金は60円から62円へ2円アップ。

団体用基本料金は、50立方メートルまで4,900円から5,040円へ140円アップ、超過料金は110円から113円へ3円アップ。

浴場営業用基本料金は、100立方メートルまで7,930円から8,157円へ227円アップ、超過料金は80円から83円へ3円アップと。

それで一番下の欄の臨時用は、1立方メートルごとに320円から329円へ9円アップとなりますが、臨時用は使用水量が1立方メートルごとに料金が加算されますので、この基本料金、超過料金に該当しないだろうということで、新料金のほうには、そこら辺の区切りを取り除いて1立方メートルごとに329円としております。

次に、附則。

施行期日。

1、この条例は平成26年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の平成26年4月分の水道料金は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年4月の定例検針日後に使用を休止または廃止した場合の水道料金につ

いては、この限りではないと。これをわかりやすく御説明したいと思います。

要するに、定例検針は毎月1日から7日の間で行っております。したがって、今回4月に入ってから、定例検針というのは月初めに行いますので、ただ実際の水道の使用というのが3月に主に使っていると。4月、例えば3日に検針すれば、4月分としては3日までということになりますので、この場合は旧料金のままの措置とするということでありませ

ず。あと、ただ4月から使用を開始する方、新たに陸別に来たり、農作業で使うだとか、4月から使用なり、あと4月の検針日の後に休止または廃止した場合の水道料金については新料金になります。この考え方は国税局の見解でもありまして、ほかにも電気料金も対象になっております。旧税率を使うということになっております。

それでは、議案第16号に戻っていただきます。

別表第1、第19条関係。

陸別地区簡易水道料金表。

一般用基本料金、使用水量8立方メートルまで1,820円、超過料金、1立方メートルにつき206円。

営業用基本料金、使用水量10立方メートルまで2,418円、超過料金は278円。

事業用基本料金、使用水量20立方メートルまで3,024円、超過料金は62円。

団体用基本料金、使用水量50立方メートルまでは5,040円、超過料金は113円。

浴場営業用基本料金、使用水量100立方メートルまで8,157円、超過料金は83円。

臨時用、使用水量1立方メートルごとに329円とする。

あと備考1から6に関しましては、変更がありませんので説明は割愛します。

次に、附則。

施行期日。

1、この条例は平成26年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の平成26年4月分の水道料金は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年4月の定例検針日後に使用を休止または廃止した場合の水道料金については、この限りではないということであります。

平成26年3月11日提出する。

引き続きまして、議案第17号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例（昭和58年陸別町条例第8号）の一部を次のように改める。

資料ナンバー 19 を参照願います。

新旧対照表の営農用水道料金表で、一般用、事業用、団体用、臨時用の改正する料金の説明につきましては、先ほど説明したものと同じでありますので割愛させていただきます。

あと、附則。

施行期日。

1、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の平成 26 年 4 月の水道料金は、この条例による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成 26 年 4 月の定例検針日（陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例第 4 条の規定による。）後に使用を休止または廃止した場合の水道の使用料については、この限りではないと。先ほどの簡易水道と全く同じ考え方であります。

それでは、議案第 17 号に戻っていただきます。

別表第 1（第 3 条関係）。

営農用水道料金表。

一般用基本料金、使用水量 8 立方メートルまで 1,820 円、超過料金、1 立方メートルにつき 206 円。

事業用基本料金、使用水量 20 立方メートルまで 3,024 円、超過料金 62 円。

団体用基本料金、使用水量 50 立方メートルまで 5,040 円、超過料金 113 円。

臨時用、使用水量 1 立方メートルごとに 329 円とする。

備考 1 から 4 に関しましては、変更がありませんので説明は割愛します。

附則。

施行期日。

1、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の平成 26 年 4 月分の水道料金は、この条例による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成 26 年 4 月の定例検針日（陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例第 4 条の規定による。）後に使用を休止または廃止した場合の水道料金については、この限りではない。

平成 26 年 3 月 11 日提出する。

引き続きまして、議案第 18 号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

陸別町専用水道施設の設置等に関する条例（平成 16 年陸別町条例第 12 号）の一部を次のように改める。

資料ナンバー 20 を参照願います。

新旧対照表の専用水道料金表で、一般用、営業用、事業用、臨時用の改正する料金の説明につきましては、先ほど説明したものと同じでありますので割愛させていただきます。

附則に関しましては、1番全く同じで、2番目の中ほどにある括弧書きの部分であります。平成26年4月の定例検針日（陸別町専用水道施設の設置等に関する条例第5条による。）後に使用を休止または廃止した場合の水道の使用料については、この限りではないということであります。

それでは、議案第18号に戻っていただきます。

別表（第3条関係）。

専用水道料金表。

一般用基本料金、使用水量8立方メートルまで1,820円、超過料金、1立方メートルにつき206円。

営業用基本料金、使用水量10立方メートルまで2,418円、超過料金は278円。

事業用基本料金、使用水量20立方メートルまで3,024円、超過料金は62円。

臨時用、使用水量1立方メートルごとに329円とする。

備考1から4に関しましては、変更がありませんので説明は割愛します。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の平成26年4月分の水道料金は、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年4月の定例検針日（陸別町専用水道の設置等に関する条例第5条による。）後に使用を休止または廃止した場合の水道料金については、この限りではない。

平成26年3月11日提出する。

引き続きまして、議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

陸別町公共下水道条例（平成9年陸別町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第20条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

別表第1を次のように改める。

資料ナンバー21を参照願います。

新旧対照表で、右側の旧のほうを見ていただきます。

使用料の算定方法。

第20条、使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2というところの別表第2に関しまして、別表第1というふうに改めます。

この改める理由なのですけれども、実は昨年、この別表第1というのがあったのですけれども、これを削除した関係から、別表第2が繰り上がる形になっていたのですけれど

も、それが訂正されていなかったということで、今回改めて訂正をする所存であります。

あと下水道料金表では、一般用基本料金は使用水量8立方メートルまで1,160円から1,193円へ33円アップ、超過料金は130円から133円へ3円アップ。

公衆浴場用基本料金は100立方メートルまで5,500円から5,658円で158円アップ、超過料金は50円から51円へ1円アップとなります。

附則。

施行期日。

1、この条例は平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は公布の日から施行する。

経過措置。

2、この条例（第20条の改正規定を除く。）の施行の際、現に継続して公共下水道を使用している者の平成26年4月分の下水道使用料は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年4月の定例検針日（陸別町公共下水道条例第19条第2項の規定による。）に排除した汚水の量を算定した後に使用を休止または廃止した場合の下水道使用料については、この限りではない。

第19条第2項というのは、公共下水道の利用者から使用料を徴収するのは陸別町簡易水道事業給水条例を準用するようにする。水道メーターからの検針により、下水道の使用料を算定するものであります。定例検針が水道料金と同じ考えでありまして、4月1日から7日の間に行いますので、下水道利用者は3月から4月の定例検針日まで月をまたぐこととなりますので、4月の下水道料金は改正前の料金となります。実質下水道を使用しているのは3月が多いということの措置であります。

なお、4月から下水道の使用を開始する方または4月の定例検針日後に使用を休止または廃止した場合の下水道料金については、新料金となります。これも全く水道と同じ考え方であります。

それでは、議案第19号に戻っていただきます。

別表第1第20条関係。

下水道料金表、一般用基本料金、使用水量8立方メートルまで1,193円、超過料金、1立法メートルにつき133円。

公衆浴場用基本料金、使用水量、100立方メートルまで5,658円、超過料金は51円。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は公布の日から施行する。

経過措置。

2、この条例（第20条の改正規定を除く。）の施行の際、現に継続して公共下水道を

使用している者の平成26年4月分の下水道使用料は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年4月の定例検針日（陸別町公共下水道条例第19条第2項の規定による。）に排除した汚水の量を算定した後に使用を休止または廃止した場合の下水道使用料については、この限りではない。

平成26年3月11日提出する。

以上、足早に説明をしましたが、以降御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時44分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 議案にちょっと訂正があります。まことに申しわけありません。

議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例であります。これの附則の2の経過措置の下から3行目の「第2項の規定による。）」の後に、後に排除した汚水の量ということで、「後」を入れてほしいです。前の給水条例のほうにも同じように「後」というふうに書いておまして、ここだけちょっと入れ忘れております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

6番村松議員。

○6番（村松正敏君） この第16号簡易水道事業給水条例のことについて、先ほど町長の諮問によって、上下水道の諮問委員会が消費税等の関係で答申したということで、このような状況になってくるのはわかるような気はします。しかし、陸別の高齢者世帯というか、単身でおられる方、そういうようなことを考えた場合、使用量が8立方まで行っていない世帯というのがたくさんあるのでないかなというふうに思うのです。

町長も執行方針の中で言うておりましたけれども、やっぱり年寄りや生活弱者に優しい対応をしていきたいというようなことも言うております。そうなりますと、国のアベノミクスではないのですけれども、いろいろな部分で給与が上がるだとか、経済がよくなると言っているのですけれども、こういう過疎地域においては、お年寄りは大変厳しい状況にあると思うのですね。そういうときに、この前のときも話が出たのですけれども、簡易水道のこの8立方を基準にする云々のときに、やはりそこまで超えていかないお年よりがたくさんいるのではないかなというふうな話があって、それらもやっぱり含めて考えていくべきではなかったのかなというふうに思うのですけれども、諮問のほうには、その辺についてきちっと諮問したのかどうか、もし諮問しているとすればその辺の数字、要するに基本

料金を超えていない世帯がどのぐらいあって、どのような状況なのかということをはり示してほしいと思います。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） お答えいたします。

審議会におきましては、あくまでも今回消費税を転嫁するかしないかということで諮問しておりまして、それに関しまして、今回は転嫁すべきだという回答をもらって今回の条例改正に至っております。

それで、その審議会の中では、そういった話題も出たのですけれども、高齢者の話題も出たのですけれども、今回は諮問されてないということで、次期に検討すべきではないかということで、会長の判断でもって、今回の答申の内容には加味されておられません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番村松議員。

○6番（村松正敏君） 今のことが一番大事なのですよね。だから我々は住民の立場の代表として、こうやって議会に出ているわけで、その人たちにかわって物を申すとすれば、やはり給与生活者というのはそれぞれ所得アップだとか、そういうような状況が見えます。ところがこれから年金生活だとか、そういう生活弱者の人というのは、やはり大変厳しい中で、この消費税8%、この後控えているのは10%と、そういうような状況になってくると。そうすると、ただでさえ生活が厳しい中、陸別で一人で過ごしているとか、そういう人たちが大変厳しい状況に陥るのは目に見えている話だと思うのですよ。ですから、そういうことを考えた場合に、その辺のことをやはり踏まえてやっていかなければならないし、前のこの基本料金の設定のときも、その辺、話し合われたような記憶を私は持っております。そういうことを考えたら、ぜひともその辺の、今回こうやって消費税分を上げていかなければならないというのは、特別会計それぞれがやっぱり大変厳しい状況であるということを踏まえれば、消費税分上がるのはやむを得ないのかなというふうには思いますけれども、基本料金まで使っていないお年寄りが多々あるとすれば、やはりこの辺は6立方にするとか、5立方にするとか、その辺に抑えていくことによって、そういう人たちに対しての生活弱者に対しての温かい行政施策が出るのでないかなというふうには思うのですね。その辺はやっぱり、今後考えていくということが必要ではないかと。まして10%にもなると、そういうような流れがあるとすれば、その辺のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、冒頭に議員が前のことと言ってましたけれども、多分それは平成17年からの小泉内閣のときの三位一体改革で国庫補助金が減る、それから地方交付税が減る、国庫負担金の見直しだとか、そういった分で町財源が少なくなるということで、自立推進プランを作成したときの、全ての公共料金を見直したときのことだと思うのですね。今回は、あくまでも消費税の引き上げに伴う改正ということで、まず御理解



をいただきたいと思います。

私どもも考えていないわけではなくて、当然考えておりました。ただ、それは27年10月からの消費税がまた改正があると。そういったことも踏まえて、今回は消費税だけにさせていただいて、次期のことも踏まえて考えていこうということに整理はしております。したがって、まるっきり考えていないとか、そういうことではございませんので、まず御理解をいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 今のお答えの中で、かなり理解は得ました。今回の値上げについても、消費税対策だったということも理解できます。審議会にかけて、そういった話題がありながら、基本水量はどうなのかということもあったというようなことも聞きましたけれども、今の状況として、陸別の今の町内の状況ですよね。一応基本水量は8立方ということになっていますが、8立方以下というのは何戸くらいあるのでしょうか。

それと、今の状況の中で、また反対に一番多く使っている水量、どの程度まで行っているのかということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 今言われているのは、8立方以下というのは高齢者ということですね。高齢者に関しましては、138軒で押さえております。あと最高どのくらい使われているかというのはちょっと。

○議長（宮川 寛君） 7番河瀬議員。

○7番（河瀬洋美君） 8立方以下の件数と、それから8立方以上で一番多く使われている戸数というのは何軒ぐらい。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 8立方以下の高齢者世帯は138ということで押さえているのですけれども、それ以上という方は、ちょっとこの時点では押さえておりませんので、時間をいただければ調べることは可能です。後で、わかればお教えすることにいたします。

○議長（宮川 寛君） ほかにありますか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今の条例の一部を改正するという事で、消費税率に伴って各一般用、営業用上げたわけなのですけれども、副町長のほうから、来年の10月でまた国が上げる消費税増税のときに、また今の件を改めて考えますというお答えをいただきました。今138戸の方が高齢者で、8立方未満ということで、ぜひともここら辺も一応考えていただきたいと思っています。

それと単純な質問で申しわけないのですけれども、ちょっとまたぐのですけれども、議長よろしいでしょうか。

簡易水道料金、営農用水道料金、専用水道料金とあるのですけれども、これを単純に教えてください。

○議長（宮川 寛君） 区分というか。

○3番（多胡裕司君） 区分というか、それでなかったら。

○議長（宮川 寛君） 対象者。

○3番（多胡裕司君） はい。

○議長（宮川 寛君） それぞれの水道の対象者はどういうものか、そういう意味だと。

○3番（多胡裕司君） なぜ三つあるのか。

○議長（宮川 寛君） 小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 先ほどの河瀬議員からの質問で、最大水量40から50立米使われている方が13戸ということであります。

○3番（多胡裕司君） 何だって。

○建設課長（小栗幹夫君） 失礼しました。先に河瀬議員の、最大水量40から50立米使用している方が13戸ということです。高齢者です。

（発言する者あり）

○建設課長（小栗幹夫君） 失礼しました。一般で、高齢者でこれだけ使う方はおられないと思うのですけれども。失礼しました。

○議長（宮川 寛君） 多胡議員に対して答弁してください。

○建設課長（小栗幹夫君） 失礼しました。それでは、営農用なのですけれども、営農用水に関しましては、あくまでも農業用ということで、酪農家と農業に関することで水道施設、具体的に言いますと上陸別、あとトラリ、そちらのほうで営農用水事業ということで、どちらかというの家畜等に水道を供給するという目的のもとで水道施設をつくった経緯があります。

あと専用水道に関しましては、小利別地区になりまして、湧水を利用した、わき水を利用した水道施設ということになります。あと簡易水道は、簡易水道事業に基づいて整備された陸別地区全体の水道を示しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 多胡議員、いいですか。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、その当時の施設のできたときのやつをこういうふうに分けたということによろしいのですか。上陸、トラリが営農用水道料金営農用で、小利別が専用水道、あと一般、トマムから来ているやつが簡易水道と押さえてよろしいのですか。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小栗建設課長。

○建設課長（小栗幹夫君） 多胡議員への説明、舌足らずで申しわけありませんでした。  
営農用水に関しましては、営農用水事業に基づきまして、法律に基づきまして施工した経緯があります。

あと、専用水道も同じように専用水道事業に基づいて行っていると。

それで、特別会計に関しましては、あくまでも簡易水道事業ということで、国の法律に基づきまして施工してきているという三本立てになっているということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 河瀬議員は、先ほどの休憩中の説明でよろしいですか。  
ほかに質問がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第17号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第17号陸別町営農用水道施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第18号陸別町専用水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認めます。これで終わります。

これから、議案第19号陸別町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

### ◎散会宣告

---

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時05分